

戦前の日本における農民教育の普及(2)

神田 嘉延*・松田 穰司**

(1988年10月13日 受理)

The Spread of Peasantry Education in Prewar Japan (Part 2)

Yoshinobu KANDA and Jouji MATSUDA

目 次

第一章 明治後期の農業・農民教育の展開	
第一節 明治後期の農業教育制度と農民	
第二節 実業補習学校と農民	
第三節 農会の系統化と農民教育	
第二章 農会の技術指導と農民教育	
第一節 静岡県における系統農会の成立と県農事巡回教師の役割	
第二節 農会技術員の系譜	(以上38巻)
第三章 農会事業の発展と農民教育	
第一節 農会事業の発展と町村農会技術員の設置	
第二節 農会の短期農事講習会の役割	
第四章 大正期における実業補習学校の展開	
はじめに	
第一節 大正初期における実業補習教育	
第二節 臨時教育会議と実業補習学校	
第三節 大正期の農村問題と実業補習学校	
第四節 実業補習学校と地域振興	
— 鹿児島県の事例を中心に —	(以上本巻)

* 鹿児島大学教育学部教育学科

** 静岡英和女学院

第三章 農会事業の発展と農民教育

本章では、明治末期から大正期における静岡県における農会の教育活動を分析対象としている。農会の教育活動の分析は、第一に、町村農会技術員の設置問題と農民教育の役割、第二に、農会の短期農事講習会の地域農業振興の役割という二つのことを課題としている。

前者の町村農会技術員の設置問題と農民教育の役割は、町村農会に技術員が本格的に配属される以前の農業改良と技術員問題と大正期に町村農会の技術員が制度的に保障されていく過程を問題にしていく。町村農会に専任技術員が本格的に配属されていく契機は、帝国農会の成立により、県農会、郡農会、町村農会の系統組織化の中でのことである。そして、この段階の農会の教育活動は、単なる技術的な農業改良の事業ばかりでなく、農業経営、農村調査統計、農村文化、農村振興という多様な面に活動を拡げていく中でのことである。町村農会に専任技術員を配属させていくのは、農会活動の多様化に対応して、緻密に農家との直接接触による教育活動が求められたことによるものである。

後者の農会の短期講習会は、直接的に農民を対象にした教育活動であり、講習修了者は、農会の事業に組織され、部落会、実行小組合等での地域リーダーとなっていくのである。短期講習会は、農村の女子を対象にしての農事講習会も積極的に展開されるが、これは、農村生活、農家婦人問題へと農会の活動が拡がっていく証でもある。この女子農事講習会は、静岡県農会が主催して県下各地域へ巡回して開かれていくのである。すでに、町村段階では、部分的であるが明治末期に女子農事講習会が開かれている。本章では、農会の実施する農事講習会を直接的な農民の教育活動として重視するとともに、その修了者を農会活動の地域リーダーとして組織化していくことを明らかにする。

第一節 農会事業の発展と町村農会技術員の設置

静岡県下の町村農会において、技術員が設置されるのは、明治38年以降であった。

そして、その後大正3、4年頃を一つの転機として急速に設置されていく。しかし、大正末においてもその設置率は81%にすぎない⁽¹⁾。県下すべての町村農会に技術員を常設するに至ったのは、「経済更生運動」の展開されるさ中の昭和8年以降のことである。

農業生産は、明治末から大正期において徐々に発展し、耕地整理などの土地改良事業も大規模に展開し、一方牛馬耕、湿田の乾田化が進み、水田二毛作が拡大された。米麦の品種改良が推進され、大豆粕、過磷酸石灰、石灰窒素など購入肥料が施用されていく。さらに、畑作、果樹園などを中心としてボルドウ液や石油乳剤などの農薬が散布されると共に、病虫害防除技術も向上する。そして、農業生産力は着実に発展し、農産物の反当収量の増大となってあらわれた。

特に第一次大戦期(大正3～7年)の急速な工業の発展は、都市人口の著しい増加をもたらした

ため、農産物全般に対する需要を大きく上げた。そして、それに応じて、新たに果樹、蔬菜園芸を發展させ、都市近郊では、蔬菜の促成栽培及び軟化栽培などの技術が發展した。更に地域的に特殊農産物の栽培地が形成され、社会的分業がいつそう發展した。

帝国農会は明治43年に成立し、帝国農会—道府県農会—郡(市)農会—町村農会という形で、文字通り系統組織が確立する。この段階の農会は、単なる農事改良の指導・普及団体として止まることがゆるされなかった。その事業範囲も拡大され、農家経済の改善、経営の合理化をめざす事業が次第に比重を増していく。又農産物市場の拡大と、一定の商業的農業の發展に対応し、農産物などの販売購買斡旋事業を含む経済的事業も推進されていった。教育的事業も更に拡充され、農村に掲示板が設置されたり、新聞縦覧所が設けられたりした⁽²⁾。更に女子農事講習会が各地で開催されるなどの新たな發展を示した。地主会が組織されていったのもこの時期である。又、大正9年の系統農会の米投売防止運動を典型とする農会の農政運動への傾斜は、農会の性格を大きく変えた。町村農会技術員の設置はますます緊急不可欠のものとなった。

(1) 農業改良と町村農会技術員設置の端初形態

町村農会は本格的に技術員が設置される以前、すでに明治29年の害虫駆除予防法に基づき害虫駆除予防の督励・指導のために、害虫駆除予防巡回委員、駆虫委員など様々な名称でよばれた委員を配備した経験をもっている。静岡県下においても、そうした名称の委員が置かれ、早くから農民に対し害虫駆除予防を強制していた。しかし、実際農民は強制だけで動くものではない。一方では強制を伴うとしても、他方ではこの事業の施行は農民に対する啓蒙活動という側面を持った。委員たちが、農民に対し昆虫の生態、その成長と農作物への加害の事実とメカニズムを説明し、実際に農民自身が害虫駆除の必要性を自覚してその事業に参加する過程はまさに教育的過程に外ならない。そうした意味において、その指導督励の任にあたった委員たちは、町村農会技術員の初期の姿であった⁽³⁾。

明治32年、小笠郡和田岡村農会では3名の農芸委員を嘱託し、害虫駆除予防の督励のほか農談会、苗代品評会、立稻共進会の開催・審査などを担当させている。又同年度磐田郡上浅羽村農会でも稲委託試験の担当常設委員を選び、検査係とともに11名に手当を支給している。翌33年度には、小笠郡農会で各町村農会すべてに農事教師を配置しようとしている。同年度引佐郡井通村農会でも農事改良委員がおかれている。

明治34年度に入ると、富士郡農会が農事改良委員設置規程をつくり、各町村農会に1～3名の委員を配置している。同規程によると、その資格を「本県農事講習会を修業以後本業に従事するもの若くはこれに相当する教育及経験を有する者」と規定し、専門的教育を一定の条件としている。そして任期2年の名誉職ながら、1名金5円宛手当が支給されている。

引佐郡でも、同年度より郡内十一の町村に農事委員がおかれた。そして郡農会の同年度予算では、事業費835円の41.3%に相当する3,005円が技術員関係費にあてられており、そのうち町村農事

委員の俸給総額は250円・その他旅費25円であった。

こうして、町村の現場では、当初駆虫事業を担当していた委員の活動が、農事改良上予想以上に効果を収めた。郡農会は、そのような指導性に注目し、各町村農会に農事委員を配属した。そして、農事改良全般にわたって指導する者(技術員)が現れた。こうした素地があったからこそ、一部の郡では、他郡に先駆けて、いち早く町村農会技術員を設置する一方、郡農会からの補助を実現していったのである。静岡県下では、富士、引佐両郡はそうした先進地となった。明治37年度において、郡農会予算に町村農事監督費(技術員費)の交付金(補助金)を計上しているのは、磐田郡420円(事業費の40.0%)、引佐郡275円(同34.6%)、富士郡225円(同41.7%)の三郡農会であった。このうち、富士、引佐両郡農会は別に郡農事監督費手当、旅費をそれぞれ計上している。その合計額の事業費に対する割合は富士郡76.9%、引佐郡58.4%に達した。尚、当時これら技術員の呼称は、富士では農事監督委員、引佐では農事委員、周智では同年度より新設予定の町村農事監督であった。しかし、周智郡農会が実際に各町村に1名ずつ町村農事監督を設置したのは、明治38年度以降であった。

明治36年の農商務大臣諭達と、それにひきつづく日露戦時の強権的農事指導・督励はその後、継続的に実施され大正期に至った。そうした農事強制をすすめるうえでも、町村農会技術員の必要性が痛感されたのである⁽⁴⁾。

明治37年、時の農務局長酒匂常明は、全国の道府県知事、道府県農会長に「農会に対する注意」を発送し、農会報の定時発行の廃止、各級農会への技師、技手の設置、農会費の徴収、の三点について指導している。彼は、「会報の定時発行がこの際不要不急であり、その経費を削減し、ただでさえ不足し勝ちで、実現困難な下級農会技術員設置費にまわすべきである」と主張している。更に続けて彼は「この際農学校卒業生を郡町村農会技術員に名誉職的職員として採用すべきであり、そうすれば、農会にとっても軽微な報酬で足り、本人自身も活動の場を与えられ、一挙両得である」というのである⁽⁵⁾。

しかし、当時農学校出身者が高給で各界に迎えられたり、彼らが農村の地主・有力者の子弟であったことなどを考えると、少額の報酬で名誉職的職員に採用すべきだとする彼の主張は、現実的ではなかった⁽⁶⁾。

下級農会に技術員を設置することの難しさは、単に経費上のことではなかった。

「……ただ学力計りの人では、充分に農家は信用しない第一に言語それから風俗生活の点などが農民の思想と甚しき懸隔がある等も関係のある所であります。それで此監督員(郡農事監督のこと……筆者注)には技術上の指導奨励のみならず風俗習慣総てに於て、農民と余り懸隔のない人を選ぶこととした……地方学校からの出身者にて此等の条件に乏しい、所謂無位無官で民間の農業者として草鞋がけで働くと云う様な人を望むもなかなか容易に得られない」

これは、全国農事会が各道府県農会に対し「明治38年度事業方針如何」と諮問した際当時の静岡県農会顧問技師高橋昌が答申したものである⁽⁷⁾。これには、当時の地方農学校卒業生に対する一定

の批判が含まれている。そして農村現場では下級農会の技術員が熱望されながらも、その人材難からその実現が困難であるという事情が語られている。

明治38年11月、榛原郡農会は、当時模範的郡農会であった引佐、磐田、周智の三郡農会に役員を派遣し、これらの農会の事業について調査している。そして、次のような事業報告を示した。「三郡農会は能く活動し町村農会の指導成績良好なり、就中引佐、周智の二郡は町村農事監督を常設し大町村に於ては一ケ年120円内外の手当を給し町村間を巡回指導し且つ会の事務を助けつつありて町村農会と郡農会と能く連絡し諸事周到なり引佐郡農会にては町村農会長会及町村農事委員（各町村1名）会を各4回開会し、4月及12月の2回は多く連合して開会し諸般の改良事蹟を協議し町村農事委員は町村内の部長及び農事督励委員を集め協議会を開き督励勧誘の普及を計り且つ町村農会部会は春秋2期開会し講話及協議をなし…」と記し、その活発な農会活動を伝えている。

こうして、先進地の郡農会事業が紹介され、それに刺激されて各地で町村農会技術員が設置されていく。

榛原郡農会が技術員設置の町村農会に対し、その予算の範囲内で一定の補助金を交付しはじめたのは、明治39年度からであった。

庵原郡農会でも、同年度より「郡内町村農事改良」を図る為、各町村に町村農事委員を配置した。こうして、各郡農会の勧奨により、明治38年以降町村農会に技術員が設置されている。しかし、このことは、郡農会の町村農会に対する一定の補助を当初から前提としているのである。それゆえ町村農会技術員は、自己の所属農会長の監督下におかれる一方、郡農事監督の指揮を受け、農事改良指導その他農会事務を担当するという二重の関係に立ったのである。そして、県農会が明治36年に郡農事監督服務規程を設け、更に同42年には、その任免権を県農会が持ちかつ身分を県農会技手としたことにより、技術員の上下指導・被指導の関係が明確化された。換言すれば県農会—郡農会—町村農会の系統的指導体制が築かれていったのである。

明治40年1月榛原郡町村農会長協議会は、同年度の事業方針を「町村農会の戦後経営」として位置づけ、町村農会の振興と生産力の増進のために積極的方針を採ることを決議した。そしてその中で、町村農事監督が中心となって会務や事業を企画立案し、かつ会員を指導奨励して農事の改良を計るべきこと、講話会を頻繁に開催し、啓蒙活動や農民の実際上の利益を計ることなど、前年度新設されたばかりの技術員に大きな期待をかけている。

同年4月の県農会主催郡農事監督協議会では、町村農事監督について、農会の活動上極めて必要なるが故に、「其の経費の許す限り」町村農会を指導するとの方針を決めた。又その際町村農事監督は成るべく次のような能力を備えた者とする、一定の基準を協定している。すなわち、1. 農事統計の調査に従事したる技倆を有すこと、2. 主要製作物の病虫害駆除予防の実際的技倆を有すること、3. 米麦撰種を担任し得ること、4. 牛馬耕指導の任を執り得ること、5. 各種品評会の審査に従事し得ることの五点である。明治35年12月の農商務省令第26号によって「農会ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件」が農会に義務付けられて以来、農会の調査統計事務はますます重要性を帯

び、それに対応できる技術員が要求されていく。そして、技術員そのものが、再教育を受ける必要が生じる。榛原郡農会が翌41年3月町村農事監督を対象として講習会を1週間開催し、「農政学及び監督に必要な農業科」の講習を施したのはそのためであった。

明治42年4月の郡農事監督協議会でも、第6議案として町村農事監督設置に関する件が協議された。前述の通り、この年度より県農会郡駐在技手制度が発足したのであるが、町村農会技術員設置促進の決議後、県農会副会長は特に発言し、県農会が郡農事監督の駐在制を実施する以上、町村農会にも農事監督が必要であると述べている。

こうした指導・勸奨を受けて、明治41・2年度には次々と郡単位で町村農会技術員が設置されている。すなわち、両年度に駿東・浜名・安倍・田方・志太の5郡に郡農会の補助を前提に町村農事監督(及至町村農事委員、町村農事奨励委員)が設置されたのである。

しかし、この段階、郡内すべての町村に技術員がおかれたのではない。例えば、明治42年度志太郡内の技術員設置農会は藤枝町はじめ21ヶ町村であって、7ヶ町村が未設置であった。

こうした未設置空白町村農会が存在する中で、明治44年10月帝国農会は、道府県農会役員会を開き、技術員は「町村農会を活動せしむる」ためにも必要不可欠であるとしている。

(2) 農会活動の多様化と町村農会技術員設置の確立過程

静岡県農会郡農事監督協議会は、町村農会技術員設置促進を大正2年11月に決議している。当時静岡県農会主任技師であった梶正雄は、『静岡県農会報』第197号(大正3年2月刊)に「町村農会には必ず専任技術員無かるべからず」という論説を発表した。そして、その中で、島根、福岡、栃木の先進諸県の例をあげて、専任技術員の設置は「急務」であると主張した。

静岡県では、系統農会の指導の下に、県、郡、町村の各級地主会が大正初期に結成されていた。大正2年4月静岡県地主会(前年11月結成)は第2回大会を開き、産米県営検査、米券倉庫の設置などの請願を採択したのであるが、その大会決議中「農業的生産増加に緊要適切なる方法如何」に対し「町村に技術員を常設し、其町村内の農事の指導監督を任せしむること」と注目される決議をしている。又、同年11月の榛原郡第1回地主会は、「小作保護奨励方法如何」の中で「各級農会に専任農事監督を設け専らこれが活動を計ること」と決議している。地主層は産米改良、米穀県営検査などの地主的商人的要求を農会に求め、技術員がそのために不可欠と認識したのである。

又この頃から、町村農会技術員がともすれば「専ら事務に従事せし」められ、技術員本来の業務につけないという状態の改善(これは農会事務員の設置が前提となるが)が叫ばれ、専任技術員が要求されている。

大正3年1月現在の静岡県下町村農会技術員は、表(3-1)の通り177名にのぼっていたがそのうち専任技術員は僅か12名であり、6.8%を占めるにすぎなかった。設置率100%以上の引佐、周智、富士、磐田、駿東でも専任技術員は皆無という状況であった。又、設置率の低さの原因の一つは、やはり町村農会の財政の貧困にある。それは、その事業費の平均が141円53銭しかなかったこ

